

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験 (民事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

(設例)

Xは神戸市に、Yは大阪市に住んでおり、XはYより京都市に存在する甲地を1億円で買い受けた(以下「本件売買契約」と言う。)。ところが、突然、YはXに対し「本件売買契約はなかった」と言い出して、所有権移転登記手続に応じようとしないため、Xは、Yに対し、甲地はXの所有であるとの確認を求める訴えを提起した(以下「第1訴訟」という。)。

問(1)(配点:10点)

Xは、この訴えを、どの裁判所に提起することができるか。

問(2)(配点:20点)

仮に、第1訴訟が係属中に、Yが、甲地の所有権はYに帰属することの確認を求める訴えを提起することにした、とする。この場合、Yはどの裁判所に訴えを提起すべきか。

(設例(続き))

裁判所は、本件売買契約の成立につき証拠調べをして結審し、Xの請求を認容する判決を出し、この判決は確定した。

ところが、判決確定後も、Yは所有権移転登記手続に応じない。そこで、Xは、Yに対し、甲地につき所有権移転登記手続を請求する訴えを提起した(以下「第2訴訟」という。)。

Xは、第2訴訟で、請求原因として、①甲地は元々Yが所有していたが、②XがYより買い受けた、それにもかかわらず、③登記簿上甲地の所有者は未だにYであると、主張した。

これに対して、Yは、第1訴訟の判決が確定した後、X・Y間に、YがXに1,000万円を支払うことによりXは甲地の所有権がYに帰属することを認める旨の和解が成立し、YはXに1,000万円を支払ったと主張した。

問(3)(配点:20点)

裁判所は、どのように審理をした上で、判決をすべきか。既判力の作用を明らかにしながら、答えなさい。